

認定個人情報保護団体における規程

平成 24 年 8 月 29 日 理事会決定

平成 29 年 6 月 16 日 理事会改定

第 1 条 公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下、「本法人」という）は個人情報保護法に基づき経済産業大臣より、平成 17 年 12 月 7 日付けで認定個人情報保護団体に認定を受けた。平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行されたことから、国の個人情報保護委員会のもとで法律の趣旨に則り、個人情報保護の活動を行う。

第 2 条 本法人は、認定個人情報保護団体として、本法人会員の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報保護指針を公表し、会員企業に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとる。

第 3 条 本法人は、一般消費者本人等からの本法人会員企業が関わるとされる個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求める。

2 前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は提出を求めることができる。

3 当該会員は本法人から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 本法人は苦情処理にあたり、直接の相談、対応は東京都内での事業所において行うものとする。

第 4 条 本法人の苦情処理については本法人の個人情報保護委員会が所管し、業務は担当理事及び事務局職員があたる。

2 本法人は、業務に際し知り得た情報を業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

3 業務において知り得た情報を担当理事、事務局員は、正当な理由なく他人に開示してはならない。

第 5 条 本法人の会員企業において個人情報の漏えい、滅失、き損等が発生した場合、原則として 3 営業日以内に本法人に報告する。ただし、事故の内容によっては直ちに報告する。

第 6 条 本法人は、業務に関して国の個人情報保護委員会に報告する。

第 7 条 本規程の改廃は理事会の議決を経なければならない。

以上